

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抄）

（横断的義務表示）

**第三条** 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

| (略)   | (略)  |
|---|--|
| <p>栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量</p> | <p>1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。</p> <p>一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。</p> <p>二 一の一定の値又は下限値及び上限値は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位（食塩相当量にあってはグラム）を明記して表示する。</p> <p>三 一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。ただし、当該一定の値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、○と表示することができる。</p> <p>2 次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）を除く。）には、1の三の規定にかかわらず、1の一の一定の値にあっては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。</p> <p>一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | 三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。<br>二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。 |
| (略) | (略)   |

(任意表示)

**第七条** 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

|  |  |
|--|--|
| 特色のある原材料等に関する事項                            | <p>1 特定の出産地のも、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百五号）第三条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百八号）第三条に規定するものをいう。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（令和四年財務省・農林水産省告示第十八号）第三条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあつては、割合の表示を省略することができる。</p> <p>一 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合</p> <p>二 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。）</p> <p>2 特定の出産地の使用量が少ない旨を表示する場合にあつては、特定の出産地の製品の占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。</p> |
| 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）             | 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。  |
| ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。） | ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。</p>  |
| <p>栄養機能食品に係る<br/>栄養成分の機能</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養機能食品にあつては、次に掲げる事項を表示する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称</li> <li>二 栄養成分の機能</li> <li>三 一日当たりの摂取目安量</li> <li>四 摂取の方法</li> <li>五 摂取をする上での注意事項</li> <li>六 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</li> <li>七 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨</li> <li>八 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合</li> <li>九 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言</li> <li>十 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項</li> <li>十一 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項</li> </ol> </li> <li>2 1の一の栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称は、「栄養機能食品（〇〇）」と表示する（〇〇は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB1・ビタミンB2」等の栄養成分の名称とする。）。</li> <li>3 1の二の栄養成分の機能の表示は、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第二欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載して行う。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</li> <li>4 1の三の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない。</li> <li>5 1の五の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならない。</li> <li>6 1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</li> <li>7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</li> <li>8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項（この表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリ</li> </ol> |

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | <p>ウムを除く。)の項において準用する場合を含む。)の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>   |
| <p>栄養成分の補給ができる旨</p>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高い旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第二欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合にすることができる。</li> <li>2 含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合にすることができる。</li> <li>3 強化された旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分について、他の同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上である場合(たんぱく質及び食物繊維にあっては他の食品に比べて強化された割合が二十五パーセント以上のものに限る。)にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項</li> <li>二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合</li> </ol> </li> <li>4 1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</li> </ol> |
| <p>栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 含まない旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第二欄に定める基準値に満たない場合にすることができる。</li> <li>2 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値以下である場合にすることができる。</li> <li>3 低減された旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量について、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項</li> <li>二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが</li> </ol> </li> </ol>   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合にあっては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合)</p> <p>4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</p>   |
| 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。以下この項において同じ。）を添加していない旨 | <p>次に掲げる要件の全てに該当する場合には、糖類を添加していない旨の表示をすることができる。</p> <p>一  いかなる糖類も添加されていないこと。</p> <p>二  糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。</p> <p>三  酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと。</p> <p>四  当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの糖類の含有量を表示していること。</p> |
| ナトリウム塩を添加していない旨                                       | <p>次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ナトリウム塩を添加していない旨の表示をすることができる。</p> <p>一  いかなるナトリウム塩も添加されていないこと（ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であって、当該食品に含まれるナトリウムの量が別表第十三の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限りでない。）。</p> <p>二  ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。</p>                                    |

### （表示禁止事項）

**第九条** 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三～七 （略）
- 八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語
  - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
  - ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語
  - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
  - ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
- 九 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語
  - イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十一～十三 (略)

2 前項に規定するもののほか、別表第二十二の上欄に掲げる食品にあつては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

### (表示禁止事項)

**第二十三条** 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三～五 (略)

六 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第二十一条において準用する第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

九 (略)

2 (略)

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

| 栄養成分及び熱量 | 表示の単位 | 測定及び算出の方法  | 許容差の範囲  | 〇と表示することができる量 |
|----------|-------|--|---|---------------|
| たんぱく質    | g     | 窒素定量換算法  | プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のたんぱく質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）     | 〇・五グラム        |
| 脂質       | g     | ゲルベル法又は溶媒抽出一重量法                                  | プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）の脂質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）        | 〇・五グラム        |
| 飽和脂肪酸    | g     | ガスクロマトグラフ法                                       | プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）の飽和脂肪酸の量が〇・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・一グラム）     | 〇・一グラム        |
| n－3系脂肪酸  | g     | ガスクロマトグラフ法                                       | プラス・マイナス二十パーセント   |               |
| n－6系脂肪酸  | g     | ガスクロマトグラフ法                                       | プラス・マイナス二十パーセント   |               |
| コレステロール  | mg    | ガスクロマトグラフ法                                       | プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合はプラス・マイナス五ミリグラム） | 五ミリグラム        |
| 炭水化物     | g     | 当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、 | プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清   | 〇・五グラム        |

|                                  |     |  |  |        |
|----------------------------------|-----|--|--|--------|
|                                  |     | たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、次に掲げる区分に応じ、次に定める方法により測定すること。<br>一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法<br>二 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法 | 涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり)の炭水化物の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)                                  |        |
| 糖質                               | g   | 当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質、脂質及び食物繊維の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、炭水化物の項の第三欄の一及び二に掲げる区分に応じ、一及び二に定める方法により測定すること。                 | プラス・マイナス二十パーセント(ただし、当該食品百グラム当たり(清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり)の糖質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)   | 〇・五グラム |
| 糖類(単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。) | g   | ガスクロマトグラフ法又は高速液体クロマトグラフ法   | プラス・マイナス二十パーセント(ただし、当該食品百グラム当たり(清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり)の糖類の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)   | 〇・五グラム |
| 食物繊維                             | g   | プロスキー法又は高速液体クロマトグラフ法   | プラス・マイナス二十パーセント(ただし、当該食品百グラム当たり(清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり)の食物繊維の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム) | 〇・五グラム |
| 亜鉛                               | m g | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法   | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| カリウム                             | m g | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法   | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |

|        |                                  |   |  |        |
|--------|----------------------------------|---|--|--------|
| カルシウム  | m g                              | 過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法        | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| クロム    | $\mu$ g                          | 原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法          | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| セレン    | $\mu$ g                          | 蛍光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法                  | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| 鉄      | m g                              | オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法     | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| 銅      | m g                              | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法                      | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| ナトリウム  | m g (千ミリグラム以上の量を示す場合においては、gを含む。) | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法                      | プラス・マイナス二十パーセント (ただし、当該食品百グラム当たり (清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり) のナトリウムの量が二十五ミリグラム未満の場合はプラス・マイナス五ミリグラム) | 五ミリグラム |
| マグネシウム | m g                              | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法                      | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| マンガン   | m g                              | 原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法                      | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| モリブデン  | $\mu$ g                          | 誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分析法                | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| ヨウ素    | $\mu$ g                          | 滴定法、ガスクロマトグラフ法又は誘導結合プラズマ質量法                 | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| リン     | m g                              | バナドモリブデン酸吸光光度法、モリブデンブルー吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法 | プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| ナイアシン  | m g                              | 高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法                      | プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |
| パントテン酸 | m g                              | 高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法                      | プラス八十パーセント、マイナス二十パーセント   |        |

|                         |            |   |  |             |
|-------------------------|------------|---|--|-------------|
| ビオチン                    | $\mu g$    | 微生物学的定量法  | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>A               | $\mu g$    | 高速液体クロマトグラフ法又は吸光<br>光度法   | プラス五十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>B <sub>1</sub>  | m g        | 高速液体クロマトグラフ法又はチオ<br>クローム法   | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>B <sub>2</sub>  | m g        | 高速液体クロマトグラフ法又はルミ<br>フラビン法   | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>B <sub>6</sub>  | m g        | 高速液体クロマトグラフ法又は微生<br>物学的定量法  | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>B <sub>12</sub> | $\mu g$    | 高速液体クロマトグラフ法又は微生<br>物学的定量法  | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>C               | m g        | 二、四—ジニトロフェニルヒドラジ<br>ン法、インドフェノール・キシレン<br>法、高速液体クロマトグラフ法又は<br>酸化還元滴定法 | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>D               | $\mu g$    | 高速液体クロマトグラフ法  | プラス五十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>E               | m g        | 高速液体クロマトグラフ法  | プラス五十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| ビタミン<br>K               | $\mu g$    | 高速液体クロマトグラフ法  | プラス五十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| 葉酸                      | $\mu g$    | 微生物学的定量法  | プラス八十パーセント、<br>マイナス二十パーセン<br>ト   |             |
| 熱量                      | k c a<br>l | 修正アトウォーター法  | プラス・マイナス二十パ<br>ーセント（ただし、当該<br>食品百グラム当たり（清<br>涼飲料水等にあつては、<br>百ミリリットル当たり）<br>の熱量が二十五キロカ<br>ロリー未満の場合はプ<br>ラス・マイナス五キロカ<br>ロリー） | 五キロカ<br>ロリー |

別表第十二（第七条関係）

| 栄養成分   | 高い旨の表示の基準値                                      |           | 含む旨の表示の基準値                                      |           | 強化された旨の表示の基準値        |
|--------|---|-----------|---|-----------|----------------------|
|        | 食品百グラム当たり<br>（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合） | 百キロカロリー   | 食品百グラム当たり<br>（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合） | 百キロカロリー   |                      |
| たんぱく質  | 十七・〇グラム（八・五グラム）                                 | 八・五グラム    | 八・五グラム（四・三グラム）                                  | 四・三グラム    | 八・五グラム（四・三グラム）       |
| 食物繊維   | 六グラム（三グラム）                                      | 三グラム      | 三グラム（一・五グラム）                                    | 一・五グラム    | 三グラム（一・五グラム）         |
| 亜鉛     | 二・五五ミリグラム（一・二八ミリグラム）                            | 〇・八五ミリグラム | 一・二八ミリグラム（〇・六四ミリグラム）                            | 〇・四三ミリグラム | 〇・八五ミリグラム（〇・八五ミリグラム） |
| カリウム   | 八百四十ミリグラム（四百二十ミリグラム）                            | 二百八十ミリグラム | 四百二十ミリグラム（二百十ミリグラム）                             | 百四十ミリグラム  | 二百八十ミリグラム（二百八十ミリグラム） |
| カルシウム  | 二百十ミリグラム（百五ミリグラム）                               | 七十ミリグラム   | 百五ミリグラム（五十ミリグラム）                                | 三十ミリグラム   | 七十ミリグラム（七十ミリグラム）     |
| 鉄      | 一・九五ミリグラム（〇・九八ミリグラム）                            | 〇・六五ミリグラム | 〇・九八ミリグラム（〇・四九ミリグラム）                            | 〇・三三ミリグラム | 〇・六五ミリグラム（〇・六五ミリグラム） |
| 銅      | 〇・二四ミリグラム（〇・一二ミリグラム）                            | 〇・〇八ミリグラム | 〇・一二ミリグラム（〇・〇六ミリグラム）                            | 〇・〇四ミリグラム | 〇・〇八ミリグラム（〇・〇八ミリグラム） |
| マグネシウム | 九十六ミリグラム（四十八ミリグラム）                              | 三十二ミリグラム  | 四十八ミリグラム（二十四ミリグラム）                              | 十六ミリグラム   | 三十二ミリグラム（三十二ミリグラム）   |
| ナイアシン  | 三・九ミリグラム（一・九五ミリグラム）                             | 一・三ミリグラム  | 一・九五ミリグラム（〇・九八ミリグラム）                            | 〇・六五ミリグラム | 一・三ミリグラム（一・三ミリグラム）   |

|                     |                                   |                 |                                   |                 |                                   |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| パントテン酸              | 一・六五ミリグラム<br>(〇・八三ミリグラム)          | 〇・五五<br>ミリグラム   | 〇・八三ミリグラム<br>(〇・四一ミリグラム)          | 〇・二八<br>ミリグラム   | 〇・五五ミリグラム<br>(〇・五五ミリグラム)          |
| ビオチン                | 十五マイクログラム<br>(七・五マイクログラム)         | 五マイ<br>クログラム    | 七・五マイクログラム<br>(三・八マイクログラム)        | 二・五マイ<br>クログラム  | 五マイクログラム (五<br>マイクログラム)           |
| ビタミンA               | 二百三十一マイクログ<br>ラム (百十六マイクロ<br>グラム) | 七十七<br>マイクログラム  | 百十六マイクログラム<br>(五十八マイクログラ<br>ム)    | 三十九<br>マイクログラム  | 七十七マイクログラム<br>(七十七マイクログラ<br>ム)    |
| ビタミンB <sub>1</sub>  | 〇・三〇ミリグラム<br>(〇・一五ミリグラム)          | 〇・一〇<br>ミリグラム   | 〇・一五ミリグラム<br>(〇・〇八ミリグラム)          | 〇・〇五<br>ミリグラム   | 〇・一〇ミリグラム<br>(〇・一〇ミリグラム)          |
| ビタミンB <sub>2</sub>  | 〇・四二ミリグラム<br>(〇・二一ミリグラム)          | 〇・一四<br>ミリグラム   | 〇・二一ミリグラム<br>(〇・一一ミリグラム)          | 〇・〇七<br>ミリグラム   | 〇・一四ミリグラム<br>(〇・一四ミリグラム)          |
| ビタミンB <sub>6</sub>  | 〇・三九ミリグラム<br>(〇・二〇ミリグラム)          | 〇・一三<br>ミリグラム   | 〇・二〇ミリグラム<br>(〇・一〇ミリグラム)          | 〇・〇七<br>ミリグラム   | 〇・一三ミリグラム<br>(〇・一三ミリグラム)          |
| ビタミンB <sub>12</sub> | 一・二〇マイクログラ<br>ム (〇・六〇マイクロ<br>グラム) | 〇・四〇<br>マイクログラム | 〇・六〇マイクログラ<br>ム (〇・三〇マイクロ<br>グラム) | 〇・二〇<br>マイクログラム | 〇・四〇マイクログラ<br>ム (〇・四〇マイクロ<br>グラム) |
| ビタミンC               | 三十ミリグラム (十五<br>ミリグラム)             | 十ミリ<br>グラム      | 十五ミリグラム (七・<br>五ミリグラム)            | 五ミリ<br>グラム      | 十ミリグラム (十ミリ<br>グラム)               |
| ビタミンD               | 二・七〇マイクログラ<br>ム (一・三五マイクロ<br>グラム) | 〇・九〇<br>マイクログラム | 一・三五マイクログラ<br>ム (〇・六八マイクロ<br>グラム) | 〇・四五<br>マイクログラム | 〇・九〇マイクログラ<br>ム (〇・九〇マイクロ<br>グラム) |
| ビタミンE               | 一・九五ミリグラム<br>(〇・九八ミリグラム)          | 〇・六五<br>ミリグラム   | 〇・九八ミリグラム<br>(〇・四九ミリグラム)          | 〇・三三<br>ミリグラム   | 〇・六五ミリグラム<br>(〇・六五ミリグラム)          |

|                       |                                  |                            |                                    |                    |                                |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------------------|
| ン<br>E                |                                  |                            |                                    |                    |                                |
| ビ<br>タ<br>ミ<br>ン<br>K | 四十五マイクログラム<br>(二十二・五マイクロ<br>グラム) | 十五マ<br>イクロ<br>グラム          | 二十二・五マイクログ<br>ラム (十一・三マイク<br>ログラム) | 七・五マ<br>イクロ<br>グラム | 十五マイクログラム<br>(十五マイクログラ<br>ム)   |
| 葉<br>酸                | 七十二マイクログラム<br>(三十六マイクログラ<br>ム)   | 二十<br>四<br>マイク<br>ログラ<br>ム | 三十六マイクログラム<br>(十八マイクログラ<br>ム)      | 十二マ<br>イクロ<br>グラム  | 二十四マイクログラム<br>(二十四マイクログラ<br>ム) |

別表第十三（第七条関係）

|          |  |   |   |
|----------|--|---|---|
| 栄養成分及び熱量 | 含まない旨の表示の基準値   | 低い旨の表示の基準値  | 低減された旨の表示の基準値   |
|          | 食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）  | 食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）   | 食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）                           |
| 熱量       | 五キロカロリー（五キロカロリー）   | 四十キロカロリー（二十キロカロリー）  | 四十キロカロリー（二十キロカロリー）  |
| 脂質       | 〇・五グラム（〇・五グラム）   | 三グラム（一・五グラム）  | 三グラム（一・五グラム）  |
| 飽和脂肪酸    | 〇・一グラム（〇・一グラム）   | 一・五グラム（〇・七五グラム）。ただし、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下であるものに限る。                            | 一・五グラム（〇・七五グラム）   |
| コレステロール  | 五ミリグラム（五ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）未満であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。 | 二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）以下であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下のものに限る。 | 二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が一・五グラム（〇・七五グラム）以上のものに限る。 |
| 糖類       | 〇・五グラム（〇・五グラム）   | 五グラム（二・五グラム）  | 五グラム（二・五グラム）  |
| ナトリウム    | 五ミリグラム（五ミリグラム）   | 百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）  | 百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）  |

備考

- ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。
- 一食分の量を十五グラム以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が十五パーセント以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。